

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和5年9月7日（木）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第109号 所沢市観光情報・物産館の指定管理者の指定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

斉藤委員

所沢市観光情報・物産館というのはYOT-TOKOのことで、ほかにもあるのか。

鈴木産業経済
部長

観光情報・物産館というのはYOT-TOKOのことで、1か所しかありません。

斉藤委員

議案質疑でもあったが、店舗の開館時間が午前9時から午後5時までではちょっと短くないか。午後5時半か6時まで開いていたら、もうちょっと利用客が増えるんじゃないかと思うが、そこら辺の考えはいかがか。

堤商業観光課
主幹

現在、YOT-TOKOの開館時間は、条例上で午前9時から午後5時までとなっております。議員御指摘のとおり、30分、1時間を恒常的に

延ばす場合には、条例改正をして正式に延ばす形になります。現状といたしましては、恒常的ではなく期間を限定して開館時間を延長することは可能ですので、例えば、先日行われたお祭りでは、開館時間を延長して実施したところです。今後、次の指定管理者のほうで、お客様がより楽しめるためにはいつまで開館すればいいのか、また、延長する場合には、経費などもかかってきますので、そういったバランスの取れた時間を模索検証し、その先には開館時間を変更するということを市としても行っていきたいと思います。

大石委員

議案質疑の中の部長答弁で、これまでは光熱費と電気代は指定管理者じゃなくて市が支払ってきたという答弁であった。今度はそれが指定管理料に含まれるという答弁だったと思うが、この指定管理者申請者評価結果集計表を見て、ちょっと不思議に思ったのは、ほかの議案では環境に配慮した事項ということで、再生可能エネルギーの比率50%以上という評価項目がある。今までは所沢市がところざわ未来電力に支払っていたと思うが、今後電力量を含めて指定管理料を支払うのであれば、その評価項目の中でほかの施設と同様に環境に配慮した事項として、再生可能エネルギーの利用という項目を含めるべきだったというふうに思うが、どうしてここには入っていないのか。

堤商業観光課

YOT-TOKOにおける電気事業者との契約は、指定管理者ではなく

主幹

市が直接行っております。こちらの施設は、元は旧コンポストセンターという下水処理施設があった場所ですが、現在でも施設の中に一部、滞水池という下水道施設の一部が残っており、YOT-TOKOと同じ系統の電気を使っています。一部市の施設が残っていて市が電気事業者と契約を行っていることから、指定管理者のほうで電気事業者を選ぶ機会がないため、こちらの評価項目は入れなかったものです。

大石委員

YOT-TOKOの施設だけのメーターが別に、子メーターみたいなものがあるって、市が契約している元々の親メーターがあるということか。トイレとかエレベーターとかはどうなっているのか。

堤商業観光課

主幹

御指摘のとおり、親メーターのところは市が電気事業者と契約しており、そこの下水で使う部分、子メーターと言いますが、下水ですので市の負担となっております。トイレ等も含めまして、それ以外の電力は全てYOT-TOKO側の電気代となっております。今までに関しましては、そのうち市が負担する部分と指定管理者が負担する部分に負担を分けていたが、今後は下水施設以外の全てのものを指定管理者のほうで支払う形になります。

大石委員

昨日の質疑の中で、約3億2,000万円売り上げるととんとんになる、指定管理料がほぼ無料になる、3億2,000万円売り上げてほしいと思

ったが、そういう政策、目標みたいなものを指定管理者と話し合ったりするののか。

堤商業観光課
主幹

3億2,000万円という数字につきましては、指定管理料と同額になる納付金となるような場合で、説明する際に分かりやすくするためにしたものです。

金額についての説明といたしましては、支出項目が約2億円、収入項目が1億5,000万円とした場合、指定管理料がその差分の5,000万円となる前提のときに、ではその5,000万円と同じ金額のものを納付いただく場合にはどれだけの収益があればそういった形になるのか、という説明です。この場合に、3億2,000万円と申し上げましたのは、収入1億5,000万円にプラスして1億7,000万円の収入があった場合、そこから試算すると、約5,000万円の収益金が想定されるということことです。この前提として、支出が一切変わらなくて収入だけが増えた場合という形で、分かりやすく御説明させていただきましたが、実際に、収入が増えるに当たっても販売の原価や人件費などの経費も当然増えますので、指定管理料に相応するだけの納付金となるような収益を出すためには、実際には収入も支出ももっと大きな規模感という形になるかと思えます。現在のところ指定管理者としては、ここまでの2年強の状況やこれからの観光需要なども見据えた形で提案をしております。現時点では管理委託料が必要な規模感になっているところですが、指定管理者のほうで

は、今後、より多くの収益を上げられるように努めていくという形の提案をいただいております。

鈴木産業経済
部長

私も答弁のときにお断りして答えましたが、指定管理者のほうからは1億5,000万円の収入に対して2億円の支出を見込んでいるということで、この支出が全く変わらなかったということ、仮にということでお話しをいたしました。仮に、その2億円の支出が変わらなかった場合に、3億2,000万円の収入があった時には、御質問にありました収支が委託料を上回る形になるというふうに積算しておりますので、実際にそれだけを上上げるためには、支出についても仕入れが増えたり人が増えたりするので自然と支出も増えますことから、3億2,000万円というのは実際にはどうなのかというところですが、説明のために無理やり出した数字であるということは御理解いただければと思います。

矢作委員

昨日の質疑の中で、雇用は希望する方は積極的に雇用するというお話がありました。今回、指定管理先が変わるとしても、地元のまちづくり観光協会さんは同じということで理解をしているところなんですけれども、納品している方々、農作物とかも納品されていると思う。あと地元の産品がそれぞれたくさん出品されているんですけれども、その事業者はおおむね変わらないということでよいか。

堤商業観光課 納入者等につきましても、今後、現指定管理者と次に選ばれた指定管理
主幹 者との間で引継ぎをする中で、取引先などについても引継ぎをして、そう
いったところもつなげていくという話は聞いております。条件等もあるか
と思いますが、そういったものが満たされれば継続していくものになると
思います。

矢作委員 農業生産者の方で納品されている方も何人か知っているんですけど
も、それが駄目になっていくとすると困るでしょうし、地元の生産者の皆
様はやっぱり、販売先を探していらっしゃるっていうところでは、市とし
ては、地元を使ってくださいということは伝えているのか。

堤商業観光課 議員のおっしゃるとおり、農産物の販売につきましては、原則としては、
主幹 市内生産のものという形で仕様を定めております。

矢作委員 今回の指定管理者団体が株式会社 J T B コミュニケーションデザイン
ということで、観光業とか全国に観光案内所があるということで、そうい
うことも期待をされて選定をされているのかなというふうに思いますけ
れども、J T B といえば大手ですので、そういう期待もある一方で、今ど
この街に行っても、大手フランチャイズの店がどこにでもあって、変わり
映えがしないというような印象も持つことがあるんですけども、そうい
う意味でその地元らしさというものをどう出していくかというところは、

こちらの会社のほうからの御提案としてはどんなことがあったのか。

堤商業観光課
主幹

議員御指摘のとおり、全国的にいろいろなところで施設を運営されているということですが、提案のほうでは地元で根差したということをやまず掲げております。今回株式会社JTBコミュニケーションデザインが代表ではございますが、構成団体4者連合で行うということで、繰り返しになりますが地元で根差したものをやっていくという提案を受けております。

斉藤委員

平日はガラガラで、YOT-TOKOの駐車場はほとんど車が止まっていない。オープン時間もそうだが、内容のほうも変えていかないと、赤字が続いてしまうかなと心配している。農産物を買って食べる、その農産物をつくっている畑に体験型のバスツアーをすとか、そういうことを考えたらちょっと興味が湧いて活性化するのではないかと。例えば、代表が株式会社JTBコミュニケーションデザインでもう一つが所沢市まちづくり観光協会ですと、観光協会が市内のお祭りにバスツアーを組むとか神社巡りをするというような考えはあるのか。

堤商業観光課
主幹

YOT-TOKOにつきましては、観光情報・物産館ということで地元の特産品も含めた物産の販売を行うとともに、観光情報の発信や産業振興の市内外の交流など、複合的なことをやっていただくための施設です。純粋な道の駅というようなものではないということは御理解いただければ

と思います。今回、指定管理者候補者からの提案の中で、生産者の思いを届けて、寄って買っていきたくなるようなものを目指すような、またいろいろな体験を旅行商品として、いろいろなところに行ってくださいようなそういった提案がされておりますので、選定されましたらこういった形での取組が行われるのではないかと期待しております。

大石委員

一点だけ確認しますが、建物が物販をするための設計になっていないというのがあり、感じるところがある。つまり、西日がきついんですよ。ガラスで囲まれている建物で商品が劣化しちゃう。P F I できつと思いますけど、こういった建物の性格ですから、指定管理者に全てを対応してもらうのはきついと思うんですけど、西日を防ぐみたいなものとなると、ちょっと予算がかかるかなという話と、それから、例えばイベントを行っているのを見ていると、この間の夏祭りでも点字ブロックをやっぱり潰さなきゃいけない。イベントを使用するところに必ず点字ブロックがあって、隠さなければならない。それは、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりにおいてもあまり好ましい状況ではないなと思う。そういう対応というのは、今後どういう形で指定管理者が考えていけばいいのか。P F I だから無理なのか。

堤商業観光課

主幹

西日の対策につきまして、指定管理者のほうで対応出来るところは対応していただいて、難しい部分については市のほうでということになりま

す。そこは指定管理者と話をしていけるかなというふうに思います。

また、点字ブロックに関しましては、通常時、視覚障害のある方のために設置しているものですが、点字ブロック部分を使ってイベントを行う時限的な場合にはスタッフが誘導出来るので、人による対応とし、ブロックは、恒常的に誰もいない時でもちゃんと誘導が出来るようにするものになるかと思います。

矢作委員

一点確認ですが、まちづくり観光協会さんは前回も今回も引き続きという事で選定をされているんですが、その組む相手方として現行ではビル管理の会社ですかね、新日本ビルサービスっていうところですけども、今度、一緒に取り組む事業者が変更になった主な理由は何か聞いているか。

堤商業観光課
主幹

そちらにつきましては、提案者側の内部での判断と思われまますので、市では承知しておりません。

中委員

先ほどからちょっと発言も出てるかなと思ったが、農産物について、私なんかはJAさんを絡めるのかなんていう話もあるかと思う。今回、前回の3年間もそうでしょうし、今回の3年間もそうでしょうが、JAさんとの立ち位置っていうのか、絡み方っていうのか、関係があるのかないのかお示しいただけるか。

堤商業観光課

主幹

指定管理候補者の提案においては、いろいろな団体と協力して行っていききたいということで、そちらの中には、農業協同組合も入っておりますので、広くそういった形の連携を図っていくものと思っております。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第109号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休憩（午前9時29分）

（休憩中に協議会を開催）

再開（午前9時40分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

佐野委員長

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定しました。

○委員会審査事件（テーマ）について

佐野委員長

次に、委員会審査事件（テーマ）について、お諮りします。本委員会の審査事件（テーマ）は、「公民連携について」としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（委員了承）

佐野委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

○視察について

佐野委員長

次に、当委員会では、8月8日～10日に予定しておりました公民連携に係る調査のための視察が、台風6号の影響により中止となっております。改めて、閉会中に視察を行うため再度調整し、公民連携について視察を実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（委員了承）

佐野委員長

なお、日時、場所等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（委員了承）

佐野委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

○特定事件について

佐野委員長

次に「行政経営について」のうち「令和4年度及び令和5年度における期日前投票所を含めた選挙の総括について」を当委員会での特定事件として閉会中に審査をしたいと思いますが、これについて意見等がありますか。

(委員了承)

佐野委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

散 会 (午前9時42分)

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和5年第3回（9月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際化・多文化共生について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 学校教育（私立学校）について
- 5 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 6 行政経営について
- 7 危機管理・防災について
- 8 財政運営について
- 9 農業・商業・工業について
- 10 観光について
- 11 労働・雇用環境について